

平成 26 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名称	浜田市火葬場
指定管理者	名称 ： 有限会社 ライフサポート
	代表者 ： 代表取締役 尾崎 昭
	住所 ： 浜田市長浜町 1482 番地
モニタリングの実施方針・方法等	<p>本施設の管理運営業務の確認にあたっては、業務報告書（年次・月次）、実地調査、指定管理者へのヒアリング等を行い、別添の「指定管理者モニタリングチェックシート」により適否を検証する方法で実施しました。</p> <p>施設の管理運営状況等について、具体的な確認結果を指定管理者に伝え、たうえて、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました</p>
担当部署 (問合せ先)	部署名 ： 市民生活部 環境課 施設管理係
	電話番号 ： (0855)-25-9430
	E-mail ： kankyou@city.hamada.shimane.jp

■ モニタリングの総合コメント

浜田市火葬場は、市内に設置されている 4 火葬場のうち最大規模の施設であり、焼却炉 3 炉をもって管理運営されています。この火葬場は、「浜田市火葬場整備計画」に沿って、平成 29 年度をもって廃止の予定としています。

この施設の利用件数は、平成 25 年度 700 件に対して、平成 26 年度 742 件で、前年度比 5.6% の増加となっています。収支決算においては、258 千円の赤字となりました。これは、消費税率が平成 26 年 4 月 1 日から 8% に上がった影響により、昨年と比較して水道光熱費が約 30 万円、租税公課が約 30 万円増額となったことが大きな原因となっています。

現指定管理者は、指定管理者制度導入前から本施設の管理運営を受託していたこともあり、火葬業務及び施設設備の管理運営など業務に精通しています。また、条例・規則を遵守し、協定書等に定める業務が適正に実施されており、総合的に判断して良好と評価しました。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

- ・施設を定期的に清掃し、衛生面には常に配慮が必要です。また、昭和 60 年 4 月の開設から 30 年が経過し、施設が老朽化しており、施設の維持管理には細心の注意が必要です。
- ・3 炉の火葬炉を平均的に利用し、炉の負担の平準化を図っており、この運用は、引き続き必要です。
- ・多額な修繕工事を回避するための日常こまめな点検補修が求められます。また、簡易な修繕は、引き続き指定管理者で行い、修繕費等の節約を図る必要があります。
- ・職員は、随時研修や他の施設を視察させるなど、遺族及び関係者に安らぎを与えるよう、資質向上を図る必要があります。

I 基本的な考え方	① 目的、公平性、効果等への所見
	<p>住民の終焉の地である火葬業務を円滑かつ適正に行うために、作業マニュアルに基づいて、遺族及び関係者に安らぎを与えられるよう、サービスの向上が図られています。</p>
II 業務内容	① 事業への具体的取組み方について
<p>関係法令を遵守するとともに、行政の施設を管理運営することに責任と自覚を持って、利用される住民の立場に立ち、適正に運営されています。</p> <p>また、老朽化が進んでおり、所々修繕箇所が発生していますが、指定管理者の職員が対応することにより、維持管理費の削減を図るように努力されています。</p>	
② 施設の運営体制や組織について	
<p>休業日は、1月1日及び市長が特に必要と認めた日となっています。</p> <p>非常勤（月17日勤務）の取締役のもと、正規職員4名を雇用し、最小限の人数（経費）で最大の効果を生み出すよう努力しています。</p> <p>また、業務の特殊性を考慮し、業務に支障のない勤務体制とし、不測の事態に備えて、代替職員の確保や連絡網の整備が図られています。</p>	
③ 適切な事務や経理について	
<p>施設の利用関係事務は、仕様書に沿って適正に処理されています。また、経理関係事務についても、公認会計士の指導の下で適正に管理されています。</p>	
④ 安全管理、情報管理、緊急時等の対応について	
<p>各種危機発生時の対応マニュアルが整備されており、施設・設備の安全保守点検も適正に実施されています。</p> <p>また、適切な清掃、防犯警備、病虫害駆除、消防設備等の保守点検も適切に実施されています。</p> <p>なお、平成26年度において、危機事案、人身事故等は発生しておりません。</p>	
⑤ その他業務内容について	
<p>施設利用者が安全かつ快適に利用できるように、駐車場等場外周辺環境整備も随時点検し、美化に努めています。</p>	

施設概要及び実績報告書

1 施設概要

施設名	浜田市火葬場		
所在地	浜田市港町 30 番地 1		
開設年月	昭和 60 年 4 月		
設置条例	浜田市火葬場条例		
設置目的	墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 7 号に規定する火葬場として、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置。		
施設の概要	敷地面積	13,863 m ²	
	延床面積	628.73 m ²	
	施設内容	・火葬炉棟 ・待合棟 ・駐車場	
	事業内容	・火葬に関する業務 ・火葬場の維持管理に関する業務	

2 運営実績

項目	H25 実績	H26 計画	H26 実績
開館日数	364 日	364 日	364 日
開館時間	8 : 15 ~ 17 : 00	8 : 15 ~ 17 : 00	8 : 15 ~ 17 : 00

3 利用実績

項目	H25 実績	H26 計画	H26 実績
延べ利用件数	700 件	651 件	742 件
利用料金収入	—	—	—

4 収支実績（円）

項目	H25 実績	H26 計画	H26 実績
収入			
利用料金収入	—	—	—
指定管理料	22,010,504	22,640,000	22,640,000
収入計	22,010,504	22,640,000	22,640,000
支出			
人件費	14,707,237	13,440,309	14,937,023
給与	12,348,148	11,402,060	12,442,660
福利厚生費	2,359,089	2,038,249	2,494,363
管理費	7,220,965	9,199,691	7,872,565
消耗品費	803,506	1,373,220	803,000
燃料費	3,030,358	3,132,108	3,296,146
光熱水費	1,140,917	1,193,616	1,197,564
修繕料	7,623	175,100	82,400
通信運搬費	40,944	64,800	43,315
委託料	959,370	920,203	928,166
賃借料	0	0	0
租税公課	524,376	0	804,828
手数料	501,172	279,188	515,129
その他事務経費等	212,699	2,061,456	202,017
支出計	21,928,202	22,640,000	22,809,588
収支差引	82,302	0	▲169,588